



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月19日金曜日 第502号

◇ 目 次 ◇ 告 示

喀痰吸引等研修の業務の全部の廃止.....	(障がい福祉課) ...	326
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	326
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	327
道路の供用開始(県道新居浜港線).....	(東予地方局管理課) ...	327
土地改良区役員の就退任の届出(6件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	327
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	329
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	329
落札者等の告示.....	(高校教育課) ...	330

公 告

製菓衛生師試験の施行.....	(薬務衛生課) ...	330
-----------------	-------------	-----

人事委員会告示

令和6年職種別民間給与実態調査の実施.....	(人事委員会事務局) ...	330
-------------------------	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第361号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条の規定により、登録研修機関から次のとおり^{かくたん}喀痰吸引等研修の業務の全部を廃止する旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中村時広

登録研修機関		かくたん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		廃止年月日	廃止に係る ^{かくたん} 喀痰吸引等研修の課程
名 称	住 所	名 称	所 在 地		
医療法人ゆうの森	松山市別府町444-1	たんぼぼクリニック	松山市別府町444-1	令和6年 3月31日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第362号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
コープ金子	新居浜市一宮町二丁目甲864番地1 外	大規模小売店舗の名称	コープ金子店	コープ金子	令和6年 3月16日	令和6年 3月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第363号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
今治市	広紹寺町1丁目等7単位区域	令和4年度から令和5年度まで	今治市（広紹寺町1丁目等7単位区域）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和6年4月19日

○愛媛県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市政枝町2丁目386番5地先から 同市本郷一丁目891番1まで	令和6年4月19日

○愛媛県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐藤 幸久	松山市朝生田町3丁目4-25
"	池田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
"	白石 博行	松山市朝生田町3丁目6-5
"	白石 格	松山市朝生田町2丁目11-10
"	大西 信幸	松山市朝生田町4丁目1-25
"	佐藤 安彦	松山市朝生田町3丁目7-7
"	長尾 力	松山市朝生田町3丁目9-16
監事	松本 俊一	松山市朝生田町1丁目15-17

"	高須賀 純治	松山市朝生田町2丁目1-25
---	--------	----------------

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐藤 幸久	松山市朝生田町3丁目4-25
"	池田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
"	白石 博行	松山市朝生田町3丁目6-5
"	白石 格	松山市朝生田町2丁目11-10
"	大西 信幸	松山市朝生田町4丁目1-25
"	松本 誠一	松山市朝生田町3丁目5-18
"	佐藤 安彦	松山市朝生田町3丁目7-7
監事	松本 俊一	松山市朝生田町1丁目15-17
"	長尾 力	松山市朝生田町2丁目9-16

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 達 也	松山市南高井町1633
"	井 門 明 彦	松山市南高井町472 - 3
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567 - 2
"	井 門 照 男	松山市南高井町229
"	相 原 辰 彦	松山市南高井町688
"	松 浦 亜由美	松山市南高井町654 - 2
"	相 原 孝 雄	松山市南高井町1209 - 2
監 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851
"	武 井 美 枝	松山市南高井町1404 - 3
"	小 池 禎 秀	松山市南高井町536 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 達 也	松山市南高井町1633
"	井 門 明 彦	松山市南高井町472 - 3
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567 - 2
"	井 門 照 男	松山市南高井町229
"	相 原 辰 彦	松山市南高井町688
"	松 浦 亜由美	松山市南高井町654 - 2
"	相 原 孝 雄	松山市南高井町1209 - 2
監 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851
"	武 井 美 枝	松山市南高井町1404 - 3
"	小 池 禎 秀	松山市南高井町536 - 2

○愛媛県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	氏 川 左 京	松山市安城寺町161 - 3
"	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717 - 4
"	宮 本 弘	松山市安城寺町1099
"	佐 野 郁 夫	松山市安城寺町1131 - 5
"	遠 藤 博 志	松山市安城寺町994
"	松 原 洋	松山市安城寺町789 - 3
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
"	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048 - 8
"	有 田 元一郎	松山市安城寺町1244
"	井 上 芳	松山市安城寺町1299

"	芳之内 敏 雄	松山市安城寺町1281
"	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325 - 3
"	野 本 正 志	松山市安城寺町1233
"	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533 - 2
"	渡 部 健 司	松山市安城寺町1559 - 2
"	松 本 博 明	松山市安城寺町1636 - 1
監 事	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286
"	遠 藤 宗 敏	松山市安城寺町975 - 2
"	井 上 孝	松山市安城寺町1069 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161 - 3
"	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717 - 4
"	宮 本 弘	松山市安城寺町1099
"	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108
"	遠 藤 博 志	松山市安城寺町994
"	松 原 洋	松山市安城寺町789 - 3
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
"	洲之内 長	松山市安城寺町1206
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048 - 8
"	有 田 元一郎	松山市安城寺町1244
"	井 上 芳	松山市安城寺町1299
"	芳之内 敏 雄	松山市安城寺町1281
"	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325 - 3
"	野 本 正 志	松山市安城寺町1233
"	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533 - 2
"	渡 部 健 司	松山市安城寺町1559 - 2
"	松 本 博 明	松山市安城寺町1636 - 1
監 事	遠 藤 宗 敏	松山市安城寺町975 - 2
"	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
"	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286

○愛媛県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 敏 武	松山市吉藤5丁目1563
"	白 石 信 悟	松山市吉藤5丁目1234
"	玉 井 圭 一	松山市吉藤5丁目12 - 6
"	田 房 一 泰	松山市吉藤5丁目10 - 7 - 1
"	能 田 潤 一	松山市吉藤5丁目1131 - 2
"	芳 野 泰 博	松山市吉藤5丁目4 - 12
"	門 屋 誠	松山市吉藤1丁目3 - 16
"	白 石 文 雄	松山市吉藤5丁目1274
"	野 本 幸 治	松山市吉藤5丁目20 - 73
"	玉 井 真 樹	松山市吉藤5丁目9 - 15

"	松岡博典	松山市吉藤1丁目3-14
"	二神政志	松山市吉藤5丁目11-1
"	野本勝幸	松山市吉藤5丁目21-17
"	藤村勝彦	松山市吉藤2丁目13-11
"	門屋桂	松山市吉藤5丁目22-38
"	田房憲	松山市吉藤5丁目10-30
"	白石正彦	松山市吉藤4丁目5-59
監事	野本恭志	松山市吉藤5丁目20-46
"	白石信昭	松山市吉藤5丁目1233
"	門田喜美広	松山市吉藤4丁目3-26

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	野本恭志	松山市吉藤5丁目20-46
"	白石信昭	松山市吉藤5丁目1233
"	芳野泰博	松山市吉藤5丁目4-12
"	野本洋二	松山市吉藤2丁目17-5
"	石橋靖得	松山市吉藤5丁目1088
"	玉井義一	松山市吉藤5丁目8-10
"	門屋昭弘	松山市吉藤2丁目19-19
"	白石信悟	松山市吉藤5丁目1234
"	門屋桂	松山市吉藤5丁目22-38
"	吉川宗徳	松山市吉藤2丁目13-6
"	野本敏武	松山市吉藤5丁目1563
"	藤原英助	松山市吉藤5丁目9-35
"	田房憲	松山市吉藤5丁目10-30
"	森和範	松山市吉藤5丁目18-21
"	松岡潤	松山市吉藤1丁目4-21
"	玉井圭一	松山市吉藤5丁目12-6

監事	玉井博樹	松山市吉藤5丁目8-2
"	白石正彦	松山市吉藤4丁目5-59
"	門田喜美広	松山市吉藤4丁目3-26

○愛媛県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	田中浩介	伊予郡松前町大字徳丸650番地

○愛媛県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	村上周治	東温市牛淵1697番地2

○愛媛県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第2号 令和6年4月11日	東温市北方字西中村甲2708番8	東温市北方2735番地の内第1戸 井 未 来

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市三瓶町下泊字ム口2128番1地先から 同町同字2176番1地先まで	旧	メートル 5.7～16.3	キロメートル 0.468	
		西予市三瓶町下泊字ム口2128番1地先から 同町同字2176番1地先まで	新	5.7～16.3 12.8～183.8	0.468 0.232	

○愛媛県告示第373号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務一式	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年4月5日	四電エナジーサービス株式会社 愛媛支店 愛媛県松山市天山1丁目2番26号	11,823,900円 (月額)	一般競争入札	令和6年2月20日

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和6年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和6年4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和6年7月9日（火）13時00分
- 2 試験の場所
松山市三番町7丁目6 - 9 愛媛県薬剤師会館
- 3 受験願書の提出期間
令和6年5月20日（月）から5月31日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

令和6年4月22日（月）から同年6月14日（金）まで

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

令和6年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

愛媛県人事委員会

委員長 安 藤 潔

- 1 調査の目的
地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成
- 2 調査対象の範囲
県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
 - (2) 給与制度に関すること。
 - (3) 従業員の給与に関すること。
 - (4) 採用に関すること。
 - (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
令和6年4月分の最終給与締切日